

群馬県に申請する場合の省エネ基準適合性判定手数料一覧

(令和7年4月1日以降の申請から適用)

全 般

- **手数料は建築物単位で算定**し、建築物単位の**当初の判定**の手数料は、**表の記載額**
- 手数料算定に係る**床面積は、確認申請書第四面の床面積（申請部分）の合計**（共同住宅等は※2参照）
- **計画変更や軽微な変更証明**に要する手数料は、**表の記載額の半額**
（計画変更の手数料算定例） 一戸建ての住宅、床面積150㎡、評価方法が標準計算法等の場合
表の記載額33,000円 ÷ 2 = 計画変更手数料16,500円

① 一戸建ての住宅

評価方法 床面積※1	標準計算法等 ※1	仕様・計算 併用法	仕様基準
200 ㎡未満	¥33,000	¥23,000	¥18,000
200 ㎡以上	¥37,000	¥26,000	¥19,000

※1 標準計算法のほか、大臣が認める方法（BEST省エネ基準対応ツール等）を適用する場合や、外皮は気候風土適用住宅を適用し一次エネルギー消費量は標準計算法を適用する場合を含む。以下同じ。

② 共同住宅等（一戸建ての住宅以外の住宅）

評価方法 床面積※2	標準計算法等	仕様・計算 併用法	仕様基準
300 ㎡未満	¥65,000	¥47,000	¥31,000
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	¥108,000	¥79,000	¥54,000
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	¥183,000	¥138,000	¥97,000
5,000 ㎡以上	¥262,000	¥201,000	¥146,000

※2 床面積について、共用部を評価しない場合は、共用部の面積を除く。

③ 非住宅建築物（工場等※3 以外）

床面積 \ 評価方法	標準入力法等 ※4	モデル建物法
300 m ² 未満	¥212,000	¥82,000
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	¥265,000	¥104,000
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	¥341,000	¥136,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	¥487,000	¥220,000
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	¥599,000	¥286,000
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	¥708,000	¥345,000
25,000 m ² 以上	¥808,000	¥403,000

※3 工場等：建築物の全部を、工場等（工場、危険物の貯蔵若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設）の用途に供する場合は該当する。この用途は、建築確認申請書第四面に記載の用途による。

※4 標準入力法のほか、大臣が認める方法（BEST 省エネ基準対応ツール等）を適用する場合を含む。以下同じ。

④ 非住宅建築物（工場等）

床面積 \ 評価方法	標準入力法等	モデル建物法
300 m ² 未満	¥21,000	¥17,000
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	¥30,000	¥26,000
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	¥40,000	¥35,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	¥95,000	¥89,000
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	¥140,000	¥133,000
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	¥173,000	¥166,000
25,000 m ² 以上	¥214,000	¥205,000

⑤ 複合建築物

住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積に応じ、それぞれ手数料を算定し合算する。

住戸が一戸の兼用住宅又は併用住宅の場合、住宅部分の床面積に応じた手数料（②共同住宅等の表を適用）と、非住宅部分の床面積に応じた手数料を合算する。